

**令和3年度 第11回 高砂市上下水道事業審議会  
議事要旨**

開催日時	令和3年12月23日(木) 10時00分～11時30分
開催場所	高砂市役所分庁舎 1階大会議室
会長等	山口会長、渡部副会長
出席者 (50音順)	西牟田委員、埴岡委員、松本委員、山口委員、
欠席者	馬場委員、山本委員、渡部委員
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 上下水道事業管理者あいさつ</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 第10回審議会における要点及び事前質問に対する回答について</p> <p>(2) 水道料金改定に係る課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金算定期間</li> <li>・用途別料金体系</li> <li>・地域別料金体系</li> </ul> <p>(3) その他</p> <p>4 閉 会</p>
資 料	<p>(次第書) 第11回高砂市上下水道事業審議会会議次第</p> <p>(資料1) 市長との意見交換会</p> <p>(資料2) 第10回高砂市上下水道事業審議会資料【修正版】</p> <p>(資料3) 第10回高砂市上下水道事業審議会における事前質問に対する回答</p> <p>(資料4) 用途別、口径別について</p> <p>(資料5) 第五版水道法逐条解説</p>
議事の経過	
発言者	発言の要旨
事務局	<p><b>1 開会</b></p> <p>&lt;本日の資料の確認&gt;</p> <p>&lt;本日の進行について説明&gt;</p> <p>&lt;議事経過及び写真撮影の許可、市のホームページへの掲載了承願ひ&gt; → 承認</p> <p>&lt;事務局紹介&gt;</p>
管理者	<p><b>2 上下水道事業管理者あいさつ</b></p>
事務局	<出席者紹介>
会 長	<傍聴希望者の確認> → なし

<p>会 長</p>	<p><b>3 協議事項</b>  それでは次第に沿って進めてまいります。  <b>(1) 第10回審議会における要点及び事前質問に対する回答について</b>  事務局から説明をお願いします。</p>
<p>上下水道部</p>	<p>&lt;内部留保の必要性、兵庫県用水の見直し、工業用水道事業からの寄付金の在り方、支出の削減について、総括原価についての説明&gt;</p>
<p>上下水道部</p>	<p>&lt;料金体系案の決定に際し検討すべきポイント  1. 用途別料金体系  2. 基本料金での固定費の回収割合  3. 地域別の料金体系  4. 料金改定率  5. 水量区画  6. 基本水量  7. 逡増度 について説明&gt;</p>
<p>会 長</p>	<p>基本的には皆さんが認識しているとおおり、一定程度値上げをしても、数年後にはまたお金が足りなくなる可能性があること、使用量が減ってきているので、どこまでサービスを維持できるかという問題が常にあります。  お金が足りなくなる原因としては、施設の借金の返済や、修繕の発生の頻度が上がってくることによるもので、内部留保を使って順番に古くなったものを変えていくことをしているが、だんだんそのお金もなくなってきているというのが現状です。</p>
<p>委 員</p>	<p>寄附金について、在り方を見直すということは、なくしていく方向ですか。</p>
<p>部 長</p>	<p>企業からは、なくしていく方向で要望されているので、寄附金でなく料金設定をする方向で検討しています。</p>
<p>委 員</p>	<p>支出の削減についてですが、職員数は過去と比較して減っているのか、将来減らしていくのか教えてほしい。</p>
<p>部 長</p>	<p>委託で効率化を進めたいが、工事をする職員を減らすと緊急時に対応できないので、その辺は見極めながらやっていきたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>大口水道使用企業への営業とあるが、営業で増える可能性はあるのですか。</p>

部 長	浜手の工場は、地下水と県の工業用水と高砂市の水と3つのパターンでブレンドして使っているのですが、その中で可能な限り高砂市の水道を使ってくださいという営業活動をしています。
委 員	鉛製の給水管は現在どれくらいですか。鉛は良くないということですか。
上下水道部	25%くらいで、1万数件あります。普通に使う分に関しては安全だが、長期間使わなかったときに鉛が溶け出してきます。
委 員	この25%が0になるのはだいぶ先になるのですか。
部 長	毎年更新できるのが200件程度なので、約50年かかることになります。
委 員	できるだけ早くやってほしいです。
会 長	<p>では次に、<b>(2) 水道料金改定に係る課題について</b></p> <p>まず、料金算定期間ですが、例えば来年から料金を上げると決めたら、令和4年から5年間はその料金を維持して、その5年間の間にまた検討するというようなタイムスパンでやっていくということです。</p> <p>根拠としては、日本水道協会の水道料金算定要領でおおむね3年から5年が算定期間として設定されています。</p> <p>5年に1回、水道料金を上げるかどうか見直していきましょうというのを答申に盛り込んでいかせていただきます。</p> <p>次に、用途別の料金体系ですが、人件費の削減や徴収の手間を減らしていくということも考え、できる限り一本化し、水道管の大きさで判断できるように変えていくということで、審議会の答申とさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、地域別料金体系についてですが、米田町をどうするかというところです。これについては、もう少し詳しく説明していただけますか。</p>
部 長	<p>水道法第14条では、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」という文言があり、水道法逐条解説では、「他の市町村の区域をも含めて給水したりする場合に、市外給水と称して割高の料金を設定する等は差別的取扱いに該当する」と書かれています。</p> <p>これを考慮した中で今回業務を進めてまいりましたが、議会委員会等で、加古川市がどのような要望を出しているのか、過去の歴史を踏まえた中でこの議論をもう少し進めてほしいと依頼がありましたので、差別適用するかどうかというのは新たな課題になってきたところです。</p>

<p>管理者</p>	<p>水道法本則の中では、同一の水源から供給する水については、差別的なことはしてはいけなくなっています。</p> <p>修正版の審議会資料の8ページを見ていただいて、現行1か月20立米使った場合、高砂市は県下で2番目に安い1,463円で、加古川市は約2,500円と、かなりの差がついています。</p> <p>もう一つ根が深い問題が、昭和29年に高砂市は合併しています。このときに、米田町が、高砂市米田町と加古川市米田町に分かれています。このときの深い問題もありますので、じっくり考えていかなければなりません。</p>
<p>委員</p>	<p>法律のレベルで明記されているなら、それは守るべきであり、守るのは大原則だと思います。</p>
<p>部長</p>	<p>先ほど管理者がおっしゃったとおり、現状を申しますと、高砂市の水道料金は安いという状況で、加古川市米田町についてはこのちょうど中間になって徴収しており、加古川市民からすると、こっちは安いな、高砂市民からすると、こっちは高いなというような状況になり、どちらを差別的に取るかというのは目線によって変わってしまうかなと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>審議会としてはやはり法律遵守でやっていくべきだということだと思うので、基本的には同一水源から出ている水道の料金なので、加古川市米田町についても法律どおりやりましょうというところが一つの結論かと思います。</p> <p>しかし、過去の経緯や政治的な決定の部分というのがあるので、よく審議した上で法律が遵守できるような形にするのが望ましいという表現で、審議会のほうとしては地域的な差別的料金があるということを前提にしないで今後は議論させてもらえればと思います。</p> <p>過去の経緯については地域住民と高砂市と加古川市ときちんと協議して決定するようという文言をつけていき、基本的には地域料金を考えることなく審議会のほうでは議論を進めさせていただければと思いますけれども、そちらのほうでよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、本日3点。</p> <p>基本的に料金改定期間は5年間にするという事、料金体系については、口径別の料金体系を検討していくこと、地域別の料金というのは法律どおり対処していくこと。一方で、過去の経緯があるというので、そちらについては両市の間できちんと協議してくださいということを附帯するという3点を決めさせていただきまして、今日の審議内容というのは終了にしたいと思います。</p>

会 長	それでは、協議事項の（3）その他について事務局のほうから何かございますでしょうか。
事務局	<p>今後の日程について、次回の第12回は1月下旬頃の開催を考えております。その後も月に1回程度開催し、今年度中に答申をいただき、条例の改正や議会への上程、市民への周知等を進めまして、令和5年での料金の見直しを進めていきたいと考えております。</p> <p>本日の協議は全て終了しました。</p> <p><b>4 閉 会</b></p>